別記様式第5（第6条関係）

（表面）

第　　号

原子力災害対策特別措置法第 32 条第２項の規定による身分証明書

写真	（押出スタンプ割印）	職名及び氏名 年　月　日生 年　月　日交付 発　行　者　　印

（裏面）

原子力災害対策特別措置法（抄）

第 32 条　内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 41 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

六　第 32 条第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

２　発行者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長とする。